

今年度も「受診勧奨通知案内」を実施します

8月下旬から9月上旬にかけて、受診勧奨通知案内を実施します。対象者は下記の基準で抽出します。

■受診勧奨の基準

項目	正常値	中リスク	高リスク	超高リスク
		(要受診レベル)	(要治療レベル)	
血圧	収縮期血圧 (mmHg)	130未満	160以上	180以上
	拡張期血圧 (mmHg)	85未満	100以上	110以上
血糖	空腹時血糖 (mg/dl)	110未満	140以上	150以上
	HbA1c (%)	5.6未満	7.0以上	8.0以上
脂質	中性脂肪 (mg/dl)	150未満	400以上	500以上
	HDL (mg/dl)	40以上	30未満	25未満
	LDL (mg/dl)	120未満	160以上	200以上

昨年度は2,330名の方にお送りしました。

中リスク	1,794名
高リスク	453名
超高リスク	83名
合計	2,330名

しかし、通知7ヵ月後までに受診されたのはわずか25%でした



受診時期	通知以前	通知当月	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目
受診者数	273名	50名	101名	41名	41名	42名	24名	26名

血糖	血圧	脂質	血糖+血圧	血糖+脂質	血圧+脂質	全て
68名	73名	206名	7名	8名	7名	1名

受診勧奨通知を受け取ったのに、医療機関を受診しなかったAさんは…



このような重症にならないようするためには

1. 毎年、健康診断を受診しましょう。
2. 一次検診(健診)で「要精密」「要再検」「要受診」と判定されたら医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。当組合から精密(二次)検診の補助を受けることができます。ただし「経過観察」の場合は補助の対象外です。
3. 精密(二次)検診の判定結果が

1)「要治療」となった場合

必ず医療機関を受診していただき、医師の指示の下、治療を受けてください。

2)「経過観察」となった場合

「経過観察」判定は、「異常なし」ではありません。翌年の検診(健診)までにこれ以上悪化してはいけません、という意味です。医師・保健師・管理栄養士等による、特定保健指導を受けて食事・運動を含めた生活習慣の改善に努め、受診勧奨域にならようにしましょう。平成30年度より、特定保健指導の費用を全額健保負担とさせていただきます。ぜひ、ご利用ください。

受診勧奨通知の案内は、病気の重症化予防と被保険者への安全配慮のためのものです。医療機関を受診されずに放置してしまうと、病気の合併症(足の切断、失明、人工透析など)を発症し、やがて心筋梗塞・脳梗塞を発症する恐れがあります。もしこれらが運転中に発症した場合、交通事故や荷物の損害への影響も考えられ、全て事業主の責務となります。今後も受診勧奨通知案内を継続していくことにより、医療費の適正化にも努めて参りたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

受診勧奨通知案内に際して、各事業主様から該当者の問い合わせをいただくことがありますが、個人情報保護法の観点から電話等による回答は一切していません。事業主様と当健保との間で覚書・確認書を締結することによって、受診勧奨通知案内対象者の情報提供をさせていただきますので、あしからずご了承ください。